

戦没者の遺骨を含む土砂を採掘し、
辺野古新基地などの埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄県糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、長野県出身の沖縄戦戦没者1,376名と共に、国籍・軍人・民間人の区別なく24万2,225名の氏名が刻銘されています。

先の大戦で地上戦のあった沖縄では、島々の山容を大きく変え、財産・文化遺産のほとんどが破壊され、特に本島南部では日本軍の「南部撤退」に多くの一般住民が巻き込まれ4人に1人が戦死しました。

命からがら生き残った沖縄県民は、終戦後いち早く悲惨極まる激戦地となった糸満市や八重瀬など南部地域から戦没者の収骨を進め、魂魄の塔をはじめとした慰霊塔を次々に建立し、戦没者の霊を弔ってきました。

南部地域は、1972年の沖縄本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し戦没者の霊をなぐさめるために、自然公園法に基づき戦跡としては日本で唯一「沖縄戦跡国定公園」に指定されています。同地域では沖縄戦で犠牲、自決を強いられた住民や戦闘で命を落とした兵士の遺骨が残されており、戦後79年が経過した今もボランティアの手により遺骨の収集が進められています。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の改正により、戦没者の遺骨収集に関する集中実施期間が令和6年度から令和11年度まで延長され、厚生労働省においては遺骨のDNA鑑定による身元特定と遺骨を遺族のもとへ返還する取り組みも続いています。沖縄戦戦没者の遺骨を含む可能性のある地域の土砂を採掘し辺野古新基地などへ使用することは、非人道的な行為であり到底許されるものではありません。戦没者やその遺族の尊厳・人権を何重にも踏みにじるものであります。

よって、千曲市議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請し、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

記

- 1 辺野古新基地の建設を進めるに当たり、悲惨な沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を採掘し、辺野古新基地などの埋立てに使用しないこと。
- 2 住民を巻き込んだ苛烈な地上戦が行われた沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の趣旨に準じて、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

令和6年12月20日

長野県千曲市議会
議長 金井文彦

内閣総理大臣
内閣官房長官
外務大臣
防衛大臣 宛
厚生労働大臣
沖縄及び北方対策担当大臣
沖縄防衛局長
衆議院議長
参議院議長